

枚方市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）12 月 27 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	番 匠 映 仁
同	一 原 明 美

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部 福祉事務所
 障害企画課
 障害支援課
 生活福祉課

(2) 対象事務

令和6年度（2024年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和6年（2024年）9月2日（月）～令和6年（2024年）12月26日（木）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[障害企画課]

○所管事務に係る事務処理について

障害企画課では、市民の精神的健康の保持と増進を図るため、こころの電話相談事業等を対象に精神保健推進事業補助金を交付している。補助金交付事務では、補助金額の確定は、実績報告の提出を受け、書類の審査等により当該報告に係る補助対象行為の実績が当該補助金の交付決定内容に適合するかを審査・調査し、額を確定する必要があるが、期日までに活動内容が分かる報告書等が提出されていないものがあつた。

今後、補助金額の確定に当たっては、期日内での書類の提出を求めるなど、適正な補助金交付事務に努めるよう要望する。

また、日中における障害者又は障害児の活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や一時的な休息を図るため、日中一時支援事業を委託により実施しているが、委託料において、一部に請求内容の誤りによる誤払いが見受けられた。今後は、請求内容の確認を十分に行い、適正に事務を執行するよう要望する。

さらに、障害企画課内で保管している郵便切手に簿外の在庫があつた。今後は、簿外の切手が発生しないよう適正に事務を執行するよう要望する。

[障害支援課]

○障害者の就労に向けた支援事業について

障害支援課では、就労相談・合同就職面接会や障害者チャレンジ雇用など障害者の就労に伴う様々な支援を行っている。特に、障害者就労支援強化事業として、福祉施設等における就労支援者の技術力向上や工賃向上に向けた取組を実施しており、業務全般を10年以上にわたり同じ事業者随意契約で委託している。就労目標人数の増加や工賃の引上げなど委託による事業効果が上がっているとされる一方で、業務全般を一人の担当者だけで行っており、担当者不在時の対応や業務の不可視化など属人化によるリスクが懸念される場所である。

今後は、このような状況を解決するため、業務の標準化など事業の継続性を確保する取組を進めるよう要望する。

[生活福祉課]

○生活保護受給者等に対する就労支援等の取組について

生活福祉課では、生活保護受給者及び保護申請者に対し、最低生活保障として保護費の支給と自立の助長に向けた相談、自立支援を一体的に行っている。中でも生活保護受給者等への就労支援事業として、就労に至っていない保護受給者及び保護申請者に対する、カウンセリングから採用に向けたアドバイス、適切な求人情報の提供、また庁内に設置したハローワークコーナー「就労支援ひらかた」との連携を通して就労に結び付けるなど、世帯の自立促進や、就労の前段階で必要となる外出支援や就労への意欲喚起を行うなどの被保護者就労準備支援事業を行っている。

これらの事業を通じ、一定の就労者数があるものの、就労の定着に向けた支援等が課題となっている。

今後においても、これらの課題を踏まえ、各関係機関との連携を一層強化し、総合的な就労支援に取り組み、生活保護受給者等の自立支援に努めるよう要望する。